

通所リハビリテーション事業所の事業所規模による区分の確認方法について

1 事業所規模による区分の取扱い

- (1) 前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度）の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所リハビリテーション費を区分する。
- (2) 通所リハビリテーション事業者が介護予防通所リハビリテーション介護事業所の指定を併せて受け一括的に事業を実施している場合は、介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含む。

2 事業所規模の算定区分の確認方法

- (1) 確認方法が、次の①、②いずれに該当するか確認する。
- ・前年度の実績が6ヶ月以上の事業所 : ①の確認方法
 - ・前年度の実績が6ヶ月未満の事業所 : ②の確認方法
 - ・前年度に6月以上事業実績があり、4月1日に、定員（※）を前年度から25%以上変更する事業所 : ②の確認方法
- ※ 前年度に定員変更をしている場合、人数の差が最も大きくなる時点を前年度の定員と捉えます。

- (2) 1月当たりの平均利用延人員数を算定する。（規模別報酬計算表による）

【①の確認方法】

- ・月ごとに利用延人員数を算定し合計した数を、営業月数で割って月平均を算定する。
- ・期間は令和7年4月から令和8年2月とする。

※ ただし、年度途中で事業開始又は再開した事業所については、通所介護費を算定した月とする。

（確認表）

令和7年												令和8年			合計 (A)	月平均 (B)
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					

(A) ÷ 営業月数 = (B)

※1 1時間以上2時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の1を乗じた数とし、2時間以上3時間未満、3時間以上4時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に2分の1を乗じた数とし、4時間以上5時間未満、5時間以上6時間未満の利用者については利用者数に4分の3を乗じた数とする。

※2 介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者の計算に当たっては、介護予防通所リハビリテーションの利用時間が2時間未満の利用者については、利用者数に4分の1を乗じた数とし、2時間以上3時間未満、3時間以上4時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が4時間以上5時間未満、5時間以上6時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。

ただし、介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。

< 裏面へ >

※3 毎日事業を実施している事業所（正月等の特別な期間を除く）については、算出した月平均利用延人員数に6／7を乗じた数とする。

【②の確認方法】

- ・利用定員（運営規程）の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数で算定する。

（確認の計算式）

$$\text{利用定員（運営規程）（人）} \times 0.9 \times \text{予定される1月当たりの営業日数（日）} = \boxed{\quad}$$

月平均（B）

※ 每日事業を実施している事業所（正月等の特別な期間を除く）については、算出した月平均利用延人員数に6／7を乗じた数とする。

（3）1月当たりの平均利用延人員数（B）により、通常規模、大規模のいずれに該当するか確認する。

(B) \leq 750人	→ 通常規模
750人 < (B)	→ 大規模

【新規】

○令和6年度報酬改定に伴う平均利用延べ人員数の取扱い

平均利用延人員数が750人超の事業所であっても、算定する月の前月において、以下に示す基準を満たしている場合は、通常規模型通所リハビリテーション費を算定することができる。（特例）

- a 利用者の総数のうち、リハビリテーションマネジメント加算を算定した利用者の割合が80%以上であること。利用者の総数とは、前月に当該事業所において通所リハビリテーションを利用することを通所リハビリテーション計画上位置づけている者の人数とする。
- b 「専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、理学療法士等）が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること」の要件の算出式は以下の通りとする。

（通所リハビリテーション計画に位置付けられた利用時間×各利用時間の利用人数）の合計（※1）

≤ 10

理学療法士等の通所リハビリテーション事業所における勤務時間の合計（※2）

（※1） 各利用時間の下限で計算する。（例：2～3時間利用の利用者が4人の場合、2（時間）×4（人）として計算。）

（※2） 所定労働時間のうち通所リハビリテーション事業所の業務に従事することとされている時間とし、必ずしも利用者に対し通所リハビリテーションを提供している時間に限らないことに留意する。